

令和4年度 第1回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和4年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会を令和4年5月24日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 12名

農地利用最適化委員 7名 現委員 5名

2. 出席委員 12名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 6名

3. 議案

議案第1号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号…非農地証明願の審議について

議案第3号…令和4年度最適化活動の目標の設定等について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和4年度第1回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は17名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(5番●●委員 6番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1)

○受付第1号(所有権移転)

[事務局●●説明]

譲渡人は、高知市●● ●●番●●号の●●さん、●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●歳、●●

土地の所在は、●●字●●番 面積 99 m²

合計面積 99 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月12日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 578 m²

●●字●● ●●番● 面積 165 m²

●●字●● ●●番● 面積 802 m²

●●字●● ●●番 面積 803 m²

合計面積 2,348 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農地推進委員 品原伸委員〕

5月12日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号は譲受人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 365 m²

合計面積 365 m²、地目は台帳が田・現況が畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 29 m²

合計面積 29 m²、地目は台帳が田、現況が畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 829 m²

●●字●● ●●番 面積 34 m²

●●字●● ●●番 面積 14 m²

●●字●● ●●番 面積 47 m²

合計面積 924 m²、地目は台帳が田、現況が畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 6 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 947 m²

地目は台帳が台帳・現況とも畑になっております。

●●字●● ●●番 面積 64 m²

地目は台帳が田、現況が畑になっております。

合計面積 1,011 m²です。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 7 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 947 m²

合計面積 1,011 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 8 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 225 m²

●●字●● ●●番● 面積 657 m²

●●字●● ●●番● 面積 213 m²

●●字●● ●●番 面積 376 m²

合計面積 1,471 m²、地目は台帳が田、現況が畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 9 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1,413 m²

合計面積 1,413 m²、地目は台帳が田、現況が畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 10 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 839 m²

合計面積 839 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

5 月 1 7 日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 2 号

（非農地証明の審議について）

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番地●の●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 855 m²

地目、台帳は畑、現状は雑種地となっています。

転用された時期は、年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、昭和 50 年の台風で水害があった際、土地が浸水してから約 46 年間、後継者もおらず、労働力不足により耕作放棄地となっており、現在現況は雑種地となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 5 月 9 日に事務局●●の 2 名で実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、昭和 50 年の土居川の大災害によりまして、水害があってその後は耕作もしておらず砂利が堆積しております。農地に復元するのは難しいと判断しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第2号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 836 m²

地目、台帳は田、現状は山林となっています。

●●字●● ●●番 面積 371 m²

●●字●● ●●番 面積 160 m²

地目、台帳は畑、現状は山林となっています。合計面積 1,367 m²です。

転用された時期は、全て平成9年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、平成9年月日不詳、労働力不足により耕作放棄地となり植林し、現在は山林となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を5月17日に事務局●●の2名で実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、後継者もおらず労働力不足により耕作放棄地となっており、現在状況は植林され山林となっており、農地への復旧は困難と判断しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 148 m²

●●字●● ●●番● 面積 272 m²

●●字●● ●●番 面積 122 m²

地目、台帳は田、現状は山林となっています。

●●字●● ●●番 面積 2,069 m²

地目、台帳は畑、現状は山林となっています。

●●字●● ●●番 面積 424 m²

●●字●● ●●番● 面積 441 m²

●●字●● ●●番● 面積 157 m²

地目、台帳は田、現状は山林となっています。合計面積 3,633 m²です。

転用された時期は、全て平成9年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、平成9年月日不詳、労働力不足により耕作放棄地となり植林し、現在は山林となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を5月17日に事務局●●の2名で実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、後継者もおらず労働力不足により耕作放棄地となっており、現在状況は植林され山林となっており、農地への復旧は困難と判断しました。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第3号

（令和4年度最適化活動の目標の設定等について）

〔事務局 ●●説明〕

実際数値的な目標を出すことによって、実際に1年間を通して結果の数字を見て変化があったかという1つの目安をすることを目的に定めることとなっております。集積については、約1haを目標に、進めていきたいと思っております。1号遊休農地についても、少しでも解消できるような対策・取り組んでいきたいと思っております。仁淀川町の新規参入の促進については、県の支援等も活用しながら取り組んでいきたいということで課題に挙げています。

最適化活動の目標活動については、一応あくまで目標は3日とかいてありますが、委員さんによって、それぞれ活動できる範囲も異なってくると思いますので、現状で活動できる範囲でお願いをします。

その他

- ・農業委員会・推進委員会等における最適化活動について
- ・農地利用状況調査の説明

以上で令和4年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●● ●●

署名委員 ●● ●●